

那須塩原市私道寄附受入要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、道路の適正な管理を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号及び那須塩原市法定外公共物管理条例（平成17年那須塩原市条例第214号）第2条第1項第1号に規定する道路以外の市内の道路（以下「私道」という。）の寄附の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入要件)

第2条 市が寄附として受け入れることができる私道は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 私道の起点又は終点が国道、県道又は那須塩原市が管理する道路のいずれかに接続していること。
- (2) 私道の所有者全員が寄附申出に同意していること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号又は第5号に規定する道路であること。
- (4) 私道として分筆され、境界を境界標により明確に確認することができ、かつ、用地内に構築物、工作物、樹木等の障害物が存しないこと。
- (5) 埋設物が存する道路用地にあつては、その埋設物が市の占用等の許可を受けられるものであること。
- (6) 質権、抵当権、先取特権、買戻権その他の権利が設定されていないこと。
- (7) 幅員が4メートル以上であること。
- (8) 雨水等を有効に排除するために必要な側溝、集水柵(ます)その他の適正な排水施設が設けられ、流末処理がなされていること。
- (9) 道路の平面交差部分及び屈曲部分に、適当な隅切りが設けられていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、私道の寄附を受け入れることができる。

(事前協議)

第3条 寄附を申し出る者（以下「寄附申出者」という。）は、私道寄附事前協議書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 仮実測図（土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限る。）
- (3) 公図の写し
- (4) 地積測量図
- (5) 登記全部事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類
(現地調査)

第4条 市長は、前条に規定する事前協議の申出があったときは、現地調査を行い、寄附受入れの可否を判断し、寄附を受け入れることとしたときは私道寄附受入条件書（様式第2号）により、寄附を受け入れないこととしたときは私道受入不決定通知書（様式第3号）により、寄附申出者に通知するものとする。

(寄附申出)

第5条 前条の規定に基づき寄附の受入れが認められた寄附申出者は、土地寄附申出書（様式第4号）に次に掲げる関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 登記承諾書（様式第5号）
- (2) 実測図（土地家屋調査士又は測量士が作製したものに限る。）
- (3) 道路等境界承認書（様式第6号）
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 資格証明情報（寄附申出者が法人の場合に限る。）
- (6) 登記原因証明情報
- (7) 道路埋設物及び附属物届（様式第7号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 寄附申出者は、寄附用地内に占用物件等（電柱、排水管その他の寄附用地内に設置されているものをいう。）が存在するときは、併せて道路占用許可申請等の必要な手続を行わなければならない。

(費用負担)

第6条 寄附申出に要する費用については、寄附申出者の負担とする。

(寄附受入通知)

第7条 市長は、所有権移転登記完了後、速やかに寄附申出者に対し、寄附受入完了通知書（様式第8号）により寄附を受け入れた旨を通知するものとする。

(寄附受入用地の維持管理)

第8条 市長は、寄附により受け入れた道路について、原則として寄附受入時の状態で維持管理するものとする。

(適用除外)

第9条 この告示の施行の日前に、私道の寄附の相談があった箇所又は路線については、市長と協議をしたことが書面等により明らかであるときは、この告示の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

那須塩原市道路管理者
那須塩原市長 様

申出者 住 所
氏 名
電話番号 ㊟

私道寄附事前協議書

次の土地を道路として寄附したいので、那須塩原市私道寄附受入要綱第3条に基づき事前協議します。

1 不動産の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考

2 道路の設計

- (1) 幅員及び延長 道路敷 m (うち有効幅員 m)
延長 m
- (2) 接道する公道 道路敷 m (うち有効幅員 m)
整備の状況
- (3) 施工内容 路面排水の方法
路面整備の方法

3 隣接地の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考

(添付書類及び図面)

- (1) 位置図 縮尺25,000分の1以上の地図
- (2) 仮実測図 土地家屋調査士又は測量士が作製したものに限る。
- (3) 公図の写し 法務局備付けの公図の当該路線、私有地の箇所並びにその隣接地の全部を転写したもの（着色箇所は、同様に着色すること。）に大字、字、地番、地目及び土地所有者を記入したもの、また、転写年月日、転写者を記入
- (4) 地積測量図 法務局備付けのもの
- (5) 登記全部事項証明書 法務局備付けのもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）
様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

那須塩原市長

印

私道寄附受入条件書

年 月 日付けで事前協議のあった土地（私道）の寄附については、次のとおり受入条件を付し、受け入れることとしたので通知します。

1 不動産の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考

2 寄附受入条件

3 必要な書類

様式第3号（第4条関係）

第 年 月 日
号

様

那須塩原市長



私道寄附受入不決定通知書

年 月 日付けで事前協議のあった土地（私道）の寄附については、次の理由により、受け入れないこととしたので通知します。

1 受け入れないこととした理由

2 不動産の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考

那須塩原市道路管理者
那須塩原市長 様

申出者 住 所
氏 名
電話番号

印

土地寄附申出書

次のとおり私所有の土地を那須塩原市管理道路として寄附したいので申し出ます。

不動産の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考

(添付書類及び図面)

- (1) 登記承諾書 様式第5号
- (2) 実測図 土地家屋調査士又は測量士が作成したものに限る。
- (3) 道路等境界承認書 様式第6号
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) 資格証明情報（寄附申出者が法人の場合に限る。）
- (6) 登記原因証明情報
- (7) 道路埋設物及び
附属物届 様式第7号（道路に附属物及び占用物件がある場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

那須塩原市長 様

登記義務者 住 所
氏 名
電話番号

印

登記承諾書

次のとおり私所有の土地を道路として、 年 月 日付けで那須塩原市へ寄附したので、その所有権移転の登記をすることを承諾します。

不動産の表示

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考

様式第6号（第5条関係）

那須塩原市長 様

道路等境界承認書

次の土地との境界については、別紙図面の内容で異議ありませんので、承認します。

土地の所在	那須塩原市
-------	-------

関係地番	住 所	氏 名	印	立会年月日

様式第7号（第5条関係）

那須塩原市長 様

道路埋設物及び附属物届

道路を市へ寄附するに当たり、道路埋設物及び附属物の状況について、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 道路の所在、面積及び延長

所 在	面積 (m ²)	延長 (m)	構 造
那須塩原市			添付書類 「道路構造図 (道路断面図)」 のとおり

2 埋設物及び附属物件

名 称	埋設物及び 附属物の所有者	規模又は延長 (m)	構 造

3 物件を埋設し、又は敷設した理由

4 埋設物及び附属物の位置
添付書類「埋設物現況平面図」のとおり

5 埋設物及び附属物の設置年月日
年 月 日

〈添付書類〉

- (1) 埋設物現況平面図
当該埋設物及び附属物の箇所並びにその周辺の地形と地物を表示すること。
- (2) 道路構造図（道路断面図）

様式第8号（第7条関係）
様式第8号（第7条関係）

第 年 月 号
年 月 日

様

那須塩原市長

印

寄附受入完了通知書

年 月 日付けで申出のあった次の私道について、所有権移転登記が完了したので、那須塩原市私道寄附受入要綱第7条の規定により通知します。

受け入れた土地

大 字	字	地 番	地 目	地積 (㎡)		備 考